会議名	平成25年度第1回小金井市学童保育所運営協議会
事務局	児童青少年課
(担当課)	
開催日時	平成 25 年 4 月 22 日(木) 19時00分~21時00分
開催場所	801会議室
出 委員	高橋委員長、野中副委員長、入村委員、原島委員、西垣委員、長岡委員、石山
席	委員、矢野委員、井上委員、岡本委員、川村委員、小澤委員、仙澤委員、中山
者	委員、鈴木委員
事務局	越学童保育係長
会議次第	1 開会
	2 委嘱状の伝達
	3 議題
	(1) 学童保育の保育内容について
	(2) その他
	3 閉会
配布資料	· 小金井市学童保育所運営協議会設置要領
	・ 学童保育所入所児童数及び職員数(4月1日現在)
	・ 学童保育所関連経費の推移(予算額)
	・ 学童保育所関連経費の推移(決算額)
	· 小金井市放課後児童健全育成事業 学童保育所運営基準(改訂版)
会議結果	1 はじめに
	・ 委嘱状の伝達。
	・ 副委員長の選出。野中委員に決定。
	・ 各委員の自己紹介。
	・ 開催は、月1回程度を予定したい。 (市)
	・ 議事録の作成は、学保連側が3回、市側が1回を繰り返す。(市)
	2 部長挨拶
	・ 運営協議会は平成21年度に設置、諸問題の解決、学童保育所のあり方の議
	論などについて一定の成果も上げてきている。限りある資源と予算の中での
	サービス向上を目標に、運営を行なっていく。(市)
	・ 第 3 次行財政改革大綱の実施項目として、子ども家庭部には、「保育業務の
	見直し」、「保育料の改定」、「学童保育業務の見直し」、「児童館業務の見直
	し」があるが、どのように対応していくのか。(学)
	時期についてはまだ考えていないが、今のところ1つ1つやっていくとしかお
	答えできない。(市)
	合ん くさな い いり

3 協議会での議題の確認

- ・ 主に以下の 5 つの課題がある。「緊急時対応」「障がい児」「時間延長」「適正 規模化」「運営基準」(市)
- ・ 運営基準については、あかね学童保育所の建て替えに伴って、条例改正後 に必要な改定を行なう予定。(市)
- ・ 今年度は、障がい児、時間延長について集中的に議論していきたいと考えている。(市)
- ・ 障がい児について。各学童保育所で定員2名となっているが、極力希望する 学童保育所への入所を目指して対応している。しかし、今年度に児童発達支 援センターの開設があり、大きく見直す必要があると考えている。(市)
- ・ 時間延長について。三期休業中の朝の開所時間について平成 23 年度の夏 休みから8:30 開所を開始した。夜についても希望があり議論をしていきたい。 朝の8:30 開所は、現在は「試行」という位置づけであり、本実施に向けて引き 続き検討していきたい。(市)
- ・ 今年度、あかね学童保育所が建て替えで、みなみ学童保育所の建て替えも 来年度に控えている。報告程度でいいので、あかね学童保育所の建て替え についても議題にできないか。(学)
- 特に議論はしないが、何か問題が生じた場合には報告する。(市)
- ・ 子ども・子育て関連三法の法改正によって、6 年生までの受け入れを目指す とされているが、それについてはどうか。(学)
- ・ 「のびゆくこどもプラン小金井 推進市民会議」をそのまま「子ども子育て会議」にしようという動きがあるが、もしその会議が立ち上がるなら、学童保育に関する話題もそこで取り扱われるのか。(学)
- ・ 平成 27 年度からの新プランについておっしゃっているのだと思うが、市としては「のびゆくこどもプラン小金井 推進市民会議」を活用して移行していきたいと考えている。国の平成 25 年度の「子ども子育て会議」の委員構成を見ながら市での会議の委員構成についても考えていきたい。まだ国の動きがまだ見えないので、今はまだ確定的なことは言えない。「子ども子育て会議」と「運営協議会」の位置関係について、協議会での議論の結果を「子ども子育て会議」に持っていくのか、逆なのか。今の時点ではまだイメージできていない。(市)

4 障がい児について

・ 現在は要綱により、各学童保育所で定員 2 名と決まっているが、障がい児については、「もっと受け入れてほしい」、「受け入れ人数の増加は慎重に行なってほしい」の両方の意見がある。運営協議会では「望ましい姿」が何かを議

論して追求してきたが、結果として結論が出せなかった。(市)

- ・ 障がい児と一言で言っても、子どもの障害の程度などによって必要な対応が 全く違う点が対応を難しくしている。内部で指導員と話していても結論が出 ず、どう進めていくか悩んでいる。基本は拡大していきたい。(市)
- ・ 今年度を見ると、たまむし学童保育所とたけとんぼ学童保育所が障がい児各 6名となっており、一方 0名のところもあって学童保育所によってばらつきがある。希望通りに受け入れるとばらつきが出てしまう。基本的に特別支援学級がある小学校に集中しがちという傾向があるのではないか。(学)
- ・ 障がい児の受け入れ人数を増やすためには「育成内容を変えないといけないかもしれない」という指導員の意見もある。つまり、障がい児が増えることで今までできていた育成内容ができなくなるということ。しかしその前にできることはないのか、検討しないか。(学)
- ・ 自宅近くの学童保育所に通わせたいが、保護者等による送り迎えが必要のため対応が難しく、結果的に通っている特別支援学級がある小学校に隣接する学童保育所を利用している、という例も聞く。送迎バスの整備などを行うことで障がい児が自宅に近い学童保育所に通えるようになり、結果として保育所間の障がい児人数の格差が解消できないだろうか。(学)
- ・ 児童発達支援センターの開設も踏まえて、学童保育所での障がい児の受け 入れについて考えようという話があった。希望者が希望通り入所できるように することについてはありがたいので進めてほしいが、一方で、運営協議会で は保育の質の確保についてもお願いしている。両者のバランスが大事ではな いか。(学)
- ・ 障がい児の対応については、市では「学童保育」での施策という枠組みの他に、「障がい児福祉」という枠組みでも取り組みをされていると思う。障がい児は増えているし、共働きで子どもを育てる家庭は増加し、今ではそちらのほうが普通になっている。昔ながらの枠組みにとらわれないやり方でこの問題に対応できないか。もともと「障がい児福祉」の枠組みで持っているリソースを、学童保育での障がい児福祉に活用することは可能ではないか。(学)
- ・ 同じ市役所内での事なので障がい児福祉全体についての情報を把握・共有 はするが、学童保育所としての対応を整理することが第一である。(市)
- ・ 「障がい児」の人数のほか「指導員」の配置についても考えないといけない。 情報を共有しながらと思っている。(市)
- ・ 定数のことと、自分たちができることとの関連があまり見えていない。児童発達 支援センターがたびたび話題にのぼるが、それと学童保育が今抱えている問 題がどうつながっているかはまだ見えていない。(市)
- ・ 児童発達支援センターができることで、センターに相談に行く保護者は増えるだろう。その結果、障がいのある児童は増え、その児童が学童保育所に通

えば、学童保育所に入る障がい児は増える。今のままでは、学童保育所を利用したいが定数があることで希望するところに入所できない、というケースが増える。結果、障がい児の受け皿が足りない、ということが浮き彫りになるだろう。 (市)

- ・ 仮にセンターができなくても、特別支援学級の人数も増えているし、学童保育 所への障がい児の希望者はどんどん増えていく傾向にあるのは間違いない だろう。(学)
- ・ 去年、職員配置はこれが限度という話をしたが、今年度はそれを超えて職員 を配置し、臨時職員が3人増えてしまっている。行政としては、最小の経費で 最大の効果を求められている。(市)
- ・ 障がい児が増えればその分職員も増えるのではないか。(学)
- ・ 非常勤職員、臨時職員の区別について確認させてもらえないか?(学)
- ・ 非常勤職員は週30時間勤務で月額報酬。週30時間を超えた場合は時間外 勤務となる。一方、臨時職員は時給制となっている。(市)
- ・ 職員は2所化しているところは手厚く配置している。職員数の増加は、建て替えを進めていったのが一つのきっかけになっている。70 人を超える学童保育所について補助金の打ち切りをするとの通達があったため分割する必要があった。分割して2所化したことで非常勤職員が増えてきたのも要因ではないのか。(学)
- ・ 今年度についてみると、障がい児は増えていないが、学童保育所の利用者が増えている。利用者が増えれば指導員も増えるのは当然ではないか。障がい児の増加だけを人件費の増加と結びつけるのはおかしい。(学)
- ・ 朝の時間延長による時間外手当ても人件費増大の原因か。(学)
- 朝の時間延長はそれほど大きな要因にはなっていない。(市)
- ・ 職員数が増えたのは、運営基準を当てはめた結果か。(学)
- ・ 運営基準には明記されていないが、市内部での検討を元に指導員配置を決めた。その結果、去年より多い数の配置となった。(市)
- ・ 障がい児の入所が3つの学童保育所へ集中しないか心配である。安心安全 に支障が出ないか。子どもを「預かる」だけになってしまわないか。(学)
- ・ 1つは要綱にある「2名」の明記について「適正人数は何人なのか」を議論する必要がある。(市)
- ・ 現状ですでに6名のところもあり、要綱から外れている。要綱に含めた経緯は。(学)
- ・ はじめはさくらなみ学童保育所とたけとんぼ学童保育所が45名定員で4名の 障がい児を受け入れていた。その後60名定員となり、4名受け入れに様々な 問題が出てきて、「狭窄した保育環境の改善」「受け入れ所の拡大による利用

者の利便性のため」として、ほんちょう学童保育所とまえはら学童保育所でも 受け入れることとし、4つの学童保育所で2名までとした。さらに拡充し、現行 の全学童保育所で定員2名とした。(市)

- ・ 定員2名を明記したのは、60名定員のころ。その後2所化して1所あたりの人数も増えたので、そのタイミングで定員「2名」についても見直すべきだったかもしれないが整理がつかなかった。現在では2所化、さらに3所化を予定しているところがあるのも踏まえると、定員は変えるべき。(市)
- ・ 障がいの程度もだいぶ変わってきている。障がい児は一人ひとりで違うので 一概にいえない。逆に、普通学級に行っているから手がかからないとも限らな い。そこをどう整理していくかはずっと課題である。(市)
- ・ 学童保育所でどのように障がい児を受け入れてきたかを資料にしてもらえないか。何年にどう制度を変えたのかなど。そういう資料があると、障がい児に関する話題を共有できるのではないか。(学)
- ・ 将来的な障がい児数の予測推移がほしい。幼少児に発達に関する相談件数の推移から、予測人数が出せるのではないか。3年後にピークなのか、青天井で増え続ける見込みなのかなど大まかな傾向が見えると、対策の立て方も変わるのではないか(学)
- 未来が難しければ、過去に遡るだけでも。(学)
- ・ 次回、資料を準備したい。(市)

5 時間延長について

- ・ 三期休業の開所時間について。以前は朝9:00から夕方5:00までだったが平成11年に夕方6:00までの要望があり延長した。さらに朝は8:30からやってほしい、夜も19:00までやってほしい、と利用時間を広げる要望が出てきた。 (市)
- ・ 平成23年4月に市長選があり、市長が替わった。その結果、学童保育の委託 についてリセットという事になった。それまで朝・夕方の時間延長については 委託という手法による実施を検討していたがリセットされた。課題がなくなった わけではないので、まず平成23年の夏休みから朝 8:30 開所と変更した。 (市)
- ・ 朝の時間延長については、非常勤職員は時間外勤務とすることで対応した。 平成 24 年度も試行のままであり、本実施するにあたり、時間外勤務にならず に済むことを考えなくてはならない。(市)
- ・ 試行のままとなっているのは、組合との調整がつかないためか。組合と、朝の 時間延長について合意がとれていないのか。(学)
- ・ 朝の時間延長の実施自体については合意できている。しかし、勤務時間についてはまだである。(市)

- ・ 夜の時間延長についても要望はあるが、こちらについては議論が深まらない まま今に至っている。(市)
- ・ 朝の時間延長を実施後、時間延長について学保連でアンケートを実施した。 その結果、朝の延長で救われている家庭があることが、目に見えて分かる結果だった。朝の時間延長についてはよかったが、夜についてはどうだろうか。 本当に需要があるのだろうか。他市の話を聞いても、アンケート結果を踏まえて実施したが、月に数名が利用する程度だった、というような話が多い。(学)

6 その他

- ・ 代表者会議での「速報」での報告については従前どおりお願いしたい。(学)
- ・ 了承した。(市)

7 次回日程

・ 平成25年5月27日19時から、802会議室。